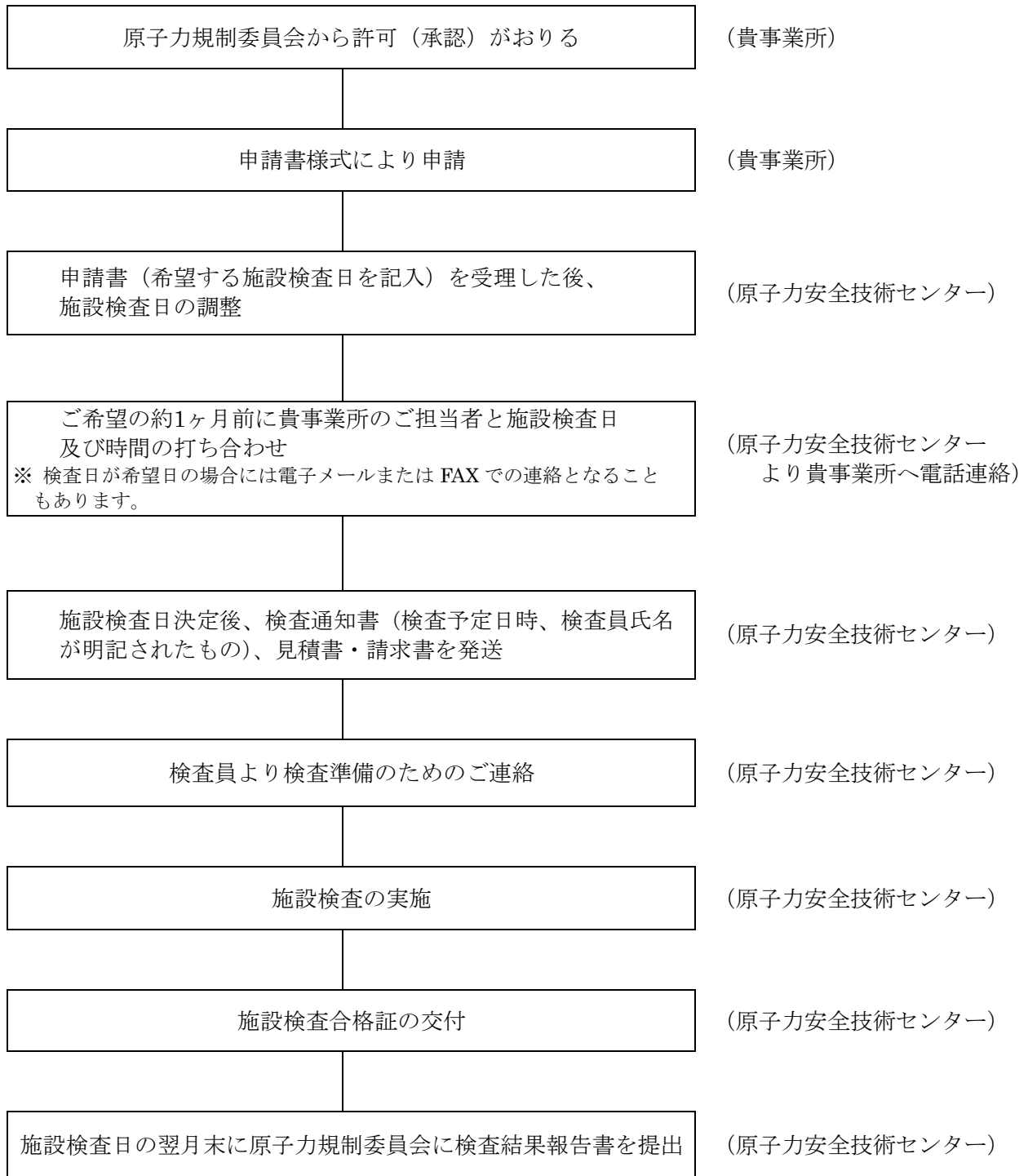


**放射線障害防止法に基づく  
施設検査・定期検査・定期確認の  
業 務 案 内**

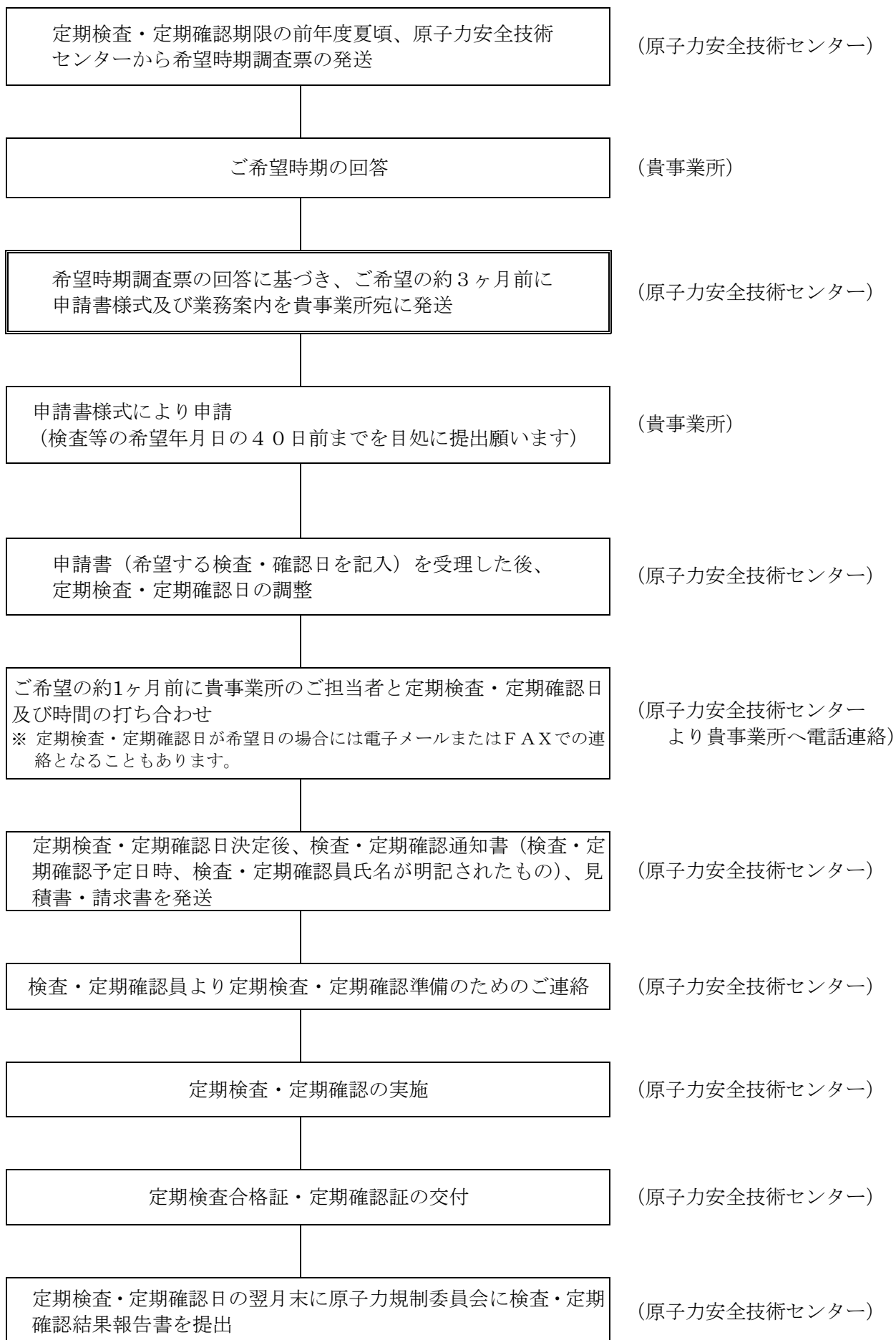
**登録検査機関  
登録定期確認機関**

**公益財団法人原子力安全技術センター**

## 施設検査の流れについて



## 定期検査・定期確認の流れについて



## はじめに

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。)により、特定許可使用者及び許可廃棄業者は、放射線施設に対する施設検査、定期検査及び定期確認を受けることが義務づけられています。

特定許可使用者とは、貯蔵施設の貯蔵能力等によって下表のように定められています。

事 項		特定許可使用者
貯蔵能力	密封された放射性同位元素	線源1個、1組又は1式の数量が10TBq以上の者
	密封されていない放射性同位元素	下限数量の10万倍以上の者
放 射 線 発 生 装 置		使用をする者

当センターは、法第 41 条の 15 及び第 41 条の 17 の規定により、原子力規制委員会から登録検査機関及び登録定期確認機関の登録を受け、これらの検査及び定期確認業務を行っています。

## I 施設検査

施設検査は、使用施設等又は廃棄物詰替施設等が設置または変更の許可(承認)の内容に適合しているか否かについて検査を行うものです。対象事業所は、使用施設(廃棄物詰替施設)、貯蔵施設(廃棄物貯蔵施設)若しくは廃棄施設を設置したとき、または以下に掲げる変更を行った場合には使用を行う前に施設検査を受け、施設検査に**合格した後でなければ使用することができません。**

- (1) 密封された放射性同位元素に係る許可(承認)使用者が行う次の変更
  - イ 数量が10TBq以上の密封された放射性同位元素の使用をする使用施設の増設
  - ロ 数量が10TBq以上の密封された放射性同位元素を貯蔵する貯蔵施設の増設
  - ハ 貯蔵施設の貯蔵能力の変更(10TBq以上の密封された放射性同位元素に係るものに限る)であつて、貯蔵能力を10TBq未満から10TBq以上とするもの
  - ニ 密封された放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設
  
- (2) 密封されていない放射性同位元素に係る許可(承認)使用者が行う次の変更
  - イ 年間使用数量が下限数量に10万倍を乗じて得た数量以上の密封されていない放射性同位元素の使用をする使用施設の増設
  - ロ 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力が下限数量に10万を乗じて得た数量以上の貯蔵施設の増設
  - ハ 貯蔵施設の貯蔵能力の変更であつて、当該貯蔵施設の使用をする工場又は事業所の密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力を下限数量に10万倍を乗じて得た数量未満から下限数量に10万倍を乗じて得た数量以上とするもの
  - ニ 密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設
  
- (3) 放射線発生装置に係る許可(承認)使用者が行う放射線発生装置の使用をする使用施設の増設又は放射線発生装置の使用をしていない施設において放射線発生装置の使用をすることとなる変更
  
- (4) 許可廃棄業者が行う廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の増設

## II 定期検査

定期検査は、使用施設(廃棄物詰替施設)、貯蔵施設(廃棄物貯蔵施設)、廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行うものです。

定期検査の期間は政令により下表のように定められています。

事業所	期間
特定許可使用者(密封された放射性同位元素又は、放射線発生装置のみの使用をする者を除く。)及び許可廃棄業者	設置時の施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から3年以内
特定許可使用者(上覧に掲げる者を除く。)	設置時の施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から5年以内

**※ 変更許可(変更承認)による施設検査に合格した日は期間の開始日ではありません。**

## III 定期確認

定期確認は、以下に挙げる事項について確認を行うものです。

- (1) 法第20条第1項及び第2項に係る、放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染の状況が測定され、その結果について同条第3項の記録が作成され、保存されていること
  - (2) 法第25条第1項又は第3項に係る帳簿が記載され、同条第4項により保存されていること
- 定期確認の期間は政令により下表のように定められています。(定期検査と同様です。)

事業所	期間
特定許可使用者(密封された放射性同位元素又は、放射線発生装置のみの使用をする者を除く。)及び許可廃棄業者	設置時の施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から3年以内
特定許可使用者(上覧に掲げる者を除く。)	設置時の施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から5年以内

**※ 変更許可(変更承認)による施設検査に合格した日は期間の開始日ではありません。**

定期検査及び定期確認の期間については同一ですので、同時に受けることが一般的となっています。

## I 施設検査

### 1. 申請

施設検査は、施設検査対象事業所の申請に基づいて行われます。

申請には、当センター所定の施設検査申請書(様式第3)を使用して下さい。当センターのホームページ(<http://www.nustec.or.jp>)からダウンロードすることができますのでご利用下さい。

なお、施設検査申請書には、下記の書類を添付して下さい。(1部で結構です。)

#### ① 施設の設置又は変更に関し、許可(承認)を受けるために提出した申請書及び添付書類(図面、計算書等)の写し

※ カラー書類の場合は、カラー版で御提出をお願い致します。

#### ② 許可(承認)通知の写し

#### ③ 許可証(承認証)の写し(全ページ)

**注意** 表紙1ページのみ提出される例が多くありますので注意して下さい。「許可(承認)の条件」、「貯蔵能力」や「使用数量等」などを含む全てのページが必要です。

### 2. 施設検査申請書の受理と施設検査通知

当センターは、施設検査申請書を受け取ったときは、申請書の記載事項及び添付書類に不備のないことを確認した後に申請書を受理します。

申請書を受理した後、センターは、申請者と検査の日程等について電話等にて連絡調整を行い、検査通知書により検査実施日程等をお知らせします。また、必要に応じて検査にあたっての準備書類を担当検査員より連絡をさせていただきます。

### 3. 施設検査の実施方法等

#### i) 施設検査の実施方法

施設検査は使用施設等の設置又は変更が**許可(承認)の内容に適合しているか**について検査を行います。

検査の方法は、検査項目に応じて施工図面、工事写真等による施設の確認、外観検査、各種の測定等を行います。また、検査に先だって申請者が行った測定結果等も活用させて頂き、検査を効率的に実施したいと考えております。なお、検査には放射線取扱主任者、施設の管理責任者及び安全管理等の担当責任者の立会い及び御協力をお願いします。

#### ii) 施設検査合格証の交付

検査が終了し、許可(承認)の内容に適合していると判断すれば施設検査合格証を交付します。

なお、軽微な不備等が認められるが、改善措置を講ずることにより基準に適合させることが可能な場合には、改善を指示し、その改善により許可(承認)の内容に適合していると判断できた場合には、施設検査合格証を交付します。

### 4. その他

申請に際して提示していただいた個人情報及び施設の情報は、検査等実施の遂行に必要な範囲のみで使用いたします。

## II 定期検査・定期確認

定期検査及び定期確認は受ける期間が同一であることから同時に受けることが一般的になっています。

### 1. 申請

定期検査及び定期確認は、事業所からの申請に基づいて行われます。

申請には、当センター所定の定期検査申請書(様式第1)、定期確認申請書(様式第2)を使用して下さい。  
当センターのホームページ(<http://www.nustec.or.jp>)からダウンロードすることができますのでご利用下さい。

なお、定期検査申請書、定期確認申請書には、下記の書類を添付して下さい。(1部で結構です。)

**現在の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等に係る許可(承認)を受けるために提出した申請書及び添付書類の写し(線量評価等のための計算書は除いて頂いて結構ですが、図面は添付して下さい。)**

ただし、過去10年間、当センターに施設検査、定期検査又は定期確認を申請されており、直近の施設検査、定期検査又は定期確認以降、許可(承認)使用に係る変更許可(承認)申請、許可(承認)使用に関する軽微な変更に係る変更届又は廃棄業に係る変更許可申請(法人の代表者の氏名の変更を除く。)をなされていない場合は、定期検査及び定期確認を受けるために提出する書類を省略することができます。

※ カラー書類の場合は、カラー版で御提出をお願いします。

※ 不足している図面等がある場合には、請求する場合がございますのでご了承ください。

#### ① 許可証(承認証)の写し(全ページ)

**注意** 表紙1ページのみ提出される例が多くありますので注意して下さい。「許可(承認)の条件」、「貯蔵能力」や「使用数量等」などを含む全てのページが必要です。

また、申請書は検査等ご希望年月日の**40日前までを目処に提出**をお願いします。

### 2. 申請書の受理と通知

当センターは、定期検査申請書、定期確認申請書を受け取ったときは、申請書の記載事項及び添付書類に不備のないことを確認した後に申請書を受理します。

申請書を受理した後、センターは、申請者と検査の日程等について電話等にて連絡調整を行い、検査通知書及び定期確認通知書により検査実施日程等をお知らせします。また、必要に応じて検査及び定期確認にあたっての準備書類等について担当検査員・確認員より連絡をさせていただきます。

### 3. 定期検査の実施方法等

定期検査は、許可(承認)を受けている施設について施行規則に規定される**施設の技術上の基準に適合しているか**について検査を行います。

#### i) 定期検査の実施方法

検査の方法は、検査項目に応じて、外観検査、各種の測定等を行います。また、検査に先だって申請者が行った測定結果等も活用させて頂き、検査を効率的に実施したいと考えております。なお、検査には放射線取扱主任者、施設の管理責任者及び安全管理等の担当責任者の立会い及び御協力をお願いします。

#### ii) 定期検査合格証の交付

検査が終了し、所定の基準に適合していると判断すれば定期検査合格証を交付します。

なお、軽微な不備等が認められるが、改善措置を講ずることにより基準に適合させることが可能な場合には、改善を勧告し、その改善により施設の技術上の基準に適合していると判断できた場合には、定期検査合格証を交付します。



#### 4. 定期確認の実施方法等

定期確認は、施行規則で定めるところにより、主に記帳・記録等に関することについて確認を行います。

##### i) 定期確認の実施方法

- (1) 放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染の状況が測定されていること。
- (2) 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線による汚染の状況が測定されていること。
- (3) 上記(1)及び(2)の測定の結果について、記録の作成、保存その他の原子力規制委員会規則で定める措置が講じられていること。
- (4) 次の事項について備えるべき帳簿に記載され、保存されていること。

##### ① 特定許可使用者

- イ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事項
  - ロ 放射性同位元素の使用に関する事項
  - ハ 放射線発生装置の使用に関する事項
  - ニ 放射性同位元素の保管に関する事項
  - ホ 放射化物の保管に関する事項 ※1
  - ヘ 放射性同位元素等の運搬に関する事項
  - ト 放射性同位元素等の廃棄に関する事項
  - チ 放射線施設の点検に関する事項
  - リ 教育及び訓練に関する事項
  - ヌ 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例(規則22条の3第1項)に関する事項
- ※1 放射化物保管設備を設置している事業所に限る。

##### ② 許可廃棄業者

- イ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに関する事項
- ロ 放射性同位元素等の保管に関する事項
- ハ 放射性同位元素等の運搬に関する事項
- ニ 放射性同位元素等の廃棄に関する事項
- ホ 放射線施設の点検に関する事項
- ヘ 教育及び訓練に関する事項

##### ii) 定期確認証の交付

定期確認が終了し、施行規則で定める規定に適合していると判断すれば定期確認証を交付します。

なお、軽微な不備等が認められるが、改善措置を講ずることにより基準に適合させることが可能な場合には、改善を勧告し、その改善により帳簿及び記録が整備されたと判断できた場合には、定期確認証を交付します。

#### 5. その他

申請に際して提示していただいた個人情報及び施設の情報は、検査等実施の遂行に必要な範囲のみで使用いたします。

#### **検査及び定期確認を実施する日及び時間**

検査及び定期確認は、原則としてセンターの就業時間内に行います。

i) 就業時間 : 平日 午前9時30分から午後5時30分まで

ii) 休日 : 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、1月3日、10月の第2金曜日(当センター創立記念日に係る休日)及び12月29日から12月31日まで

なお、申請者の都合で時間外及び休日に検査を行うことができますが、この場合は料金の割増をさせていただきます。

## 施設検査・定期検査・定期確認の料金

検査、定期確認の料金は、貯蔵施設又は廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力等による事業所の規模により規定されています。

### 1. 事業所の規模の区分

事業所の規模は、許可証(承認証)に記載された放射性同位元素の貯蔵能力、放射線発生装置の発生エネルギー等によって、特大規模、大規模、中規模、小規模、の4区分とし、下表のとおりとなっています。

	密封された放射性同位元素	密封されていない放射性同位元素	放射線発生装置
特大規模	—	—	(1) 大型の放射線発生装置のうち、センターが特に定めるもの (2) 放射線発生装置を10台以上使用する特定許可使用者のうちセンターが特に定めるもの
大規模	10PBq以上	下限数量に100万を乗じた数量以上	1GeV 以上
中規模	1PBq以上10PBq未満	下限数量に50万を乗じた数量以上100万未満	30MeV 以上1GeV 未満
小規模	10TBq 以上1PBq未満	下限数量に10万を乗じた数量以上50万未満	30MeV 未満

- 放射線発生装置を2台以上使用する事業所(特大規模を除く)で、事業所の規模を決定する場合は、そのいずれかの装置の発生する放射線の有するエネルギーが一番高いものを区分に当てはめ、規模を決定します。
- 同一の事業所で、2つ以上の規模の施設が該当している場合には、いずれかの最も大きい規模の料金のみで、他の規模の料金は加算致しません。以下に、事例をしめします。

例1 : 定期検査対象事業所の貯蔵能力等が

(a) 密封された放射性同位元素の貯蔵能力が、Co-60 200TBq → 小規模

(b) 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が、下限数量に100万倍を乗じた数量以上  
→ 大規模

(c) 放射線発生装置であって、その発生する放射線のエネルギーが60MeV  
→ 中規模

であった場合、(b) 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力により大規模事業所に該当します。

例2 : 同一施設で使用と廃棄の業の許可を受けている時は料金の高い額となります。

## 2. 施設検査の料金

平成26年4月1日改定（消費税込み）

規模	料金
特大規模	1,727,200 円
大規模	550,800 円
中規模	367,000 円
小規模	262,100 円

○ 変更に係る施設検査は、変更部分に係る施設の規模による。

ただし、既存施設の変更によりその規模が変わらない場合は、原則として「小規模」の料金を適用する。

例1：最大エネルギー10MeVの直線加速装置1台のみの使用者が、最大エネルギー40MeVのサイクロトロンを使用する室を追加した場合 → 中規模の料金

例2：40MeVのサイクロトロン使用室に遮蔽を追加した場合  
→ 小規模の料金(変更により規模が変わらないため)

例3：非密封RIの使用者が、排気設備・排水設備の増設を行った場合  
→ 小規模の料金(変更により規模が変わらないため)

## 3. 定期検査及び定期確認の料金

定期確認の料金は定期検査と同一日又は継続する日に併せて行う場合、割引となります。

平成26年4月1日改定（消費税込み）

	定期検査	定期確認		同時に行う時の合計
		単 独	検査と同時	
特大規模	1,727,200 円	1,713,000 円	1,618,000 円	3,345,200 円
大規模	548,000 円	536,000 円	384,600 円	932,600 円
中規模	359,600 円	355,400 円	225,900 円	585,500 円
小規模	251,100 円	238,800 円	150,200 円	401,300 円
	※ 205,400 円			※ 355,600 円

※ X線のエネルギーが6MeV以下の直線加速装置1台のみを使用する場合、又は、1PBq未満の放射性同位元素装備機器1台のみを使用する場合に適用。

例1：密封された放射性同位元素 Co-60(1.110TBq 192 個)を装備した医療用照射装置(ガンマナイフ)1台 → 小規模 ※205,400 円が適用される

例2：密封された放射性同位元素 Cs-137(62.9TBq 3 個)を装備した血液照射装置1台と直線加速装置(6MeV)1台 → 小規模 251,100 円が適用される

#### 4. 料金の割増と割引

当センターでは、申請者の都合で休日等、又は2つ以上の検査を併せて行う場合には、所定の料金の割増、割引等を行っております。

申請者の都合で当センターの休日に検査を行う場合	所定料金の50%増
申請者の都合で当センターの就業時間外に検査を開始する場合	所定料金の25%増
申請者の都合で当センターの検査予定日の2日前以降に検査日を変更する場合	所定料金の30%増
施設検査と定期検査を、同一日又は継続する日に併せて行う場合	施設検査料金の50%引
施設に軽微な不備があり、その改善状況を確認するため検査員が再度現地に赴いて検査を行う場合	当センター国内旅費規定による旅費
申請者の都合で一日又は継続した日以外に再度現地に赴いて検査を行う場合	当センター国内旅費規定による旅費

例：申請者の都合で金曜日に定期検査、土曜日に定期確認の場合

→ 定期検査は所定料金、定期確認は割引料金(検査と同時料金)の50%増料金となります。

#### 5. 料金の支払い方法

検査及び定期確認の料金は、銀行振込みにより検査・定期確認終了後2ヶ月以内を目安にお支払い下さい。  
見積書・請求書については検査及び定期確認通知書に同封します。  
所在地及び取引銀行口座番号は、次のとおりです。なお、振込手数料はご負担願います。

所在地：〒112-8604

東京都文京区白山5丁目1番3-101号

東京富山会館ビル 4階

公益財団法人原子力安全技術センター

検査・確認 担当

電話番号：03-3814-7301(直通)

金融機関名：みずほ銀行 本郷支店

金融機関コード：0001

支店番号：075

預金種別：普通預金

口座番号：1232020

フリガナ：ザイ)ゲンシリョクアンゼンギジュツセンター

口座名義：公益財団法人原子力安全技術センター

#### 6. 連絡先

検査・確認 担当(直通)

電話番号：03-3814-7301

ファックス：03-3814-4617

E-mailアドレス：hoan@nustec.or.jp

定期検査申請書記入要領

様式第1

整理番号

定期検査申請書

↓申請日を記載して下さい

年 月 日

登録検査機関  
公益財団法人原子力安全技術センター  
会 長 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の9<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定により定期検査を申請します。

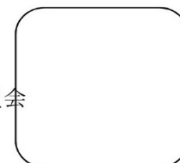
氏名又は名称	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。①	
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	〒 許可(承認)証のとおりに記載して下さい。② 電話番号 ( )	
許可証の年月日及び番号	許可(承認)年月日 ③	許可(承認)番号 ④
工場又は事業所 廃棄事業所	名称	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑤
	所在地	〒 許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑥ 電話番号 ( )
	(ふりがな)	( ) 所属部課名 ( )
	連絡員の氏名	電話番号 ( ) FAX番号 ( ⑦ ) メールアドレス ( ⑧ )
※ 事務上の連絡先	名称	
	所在地	〒 電話番号 ( )
	(ふりがな)	( ) 所属部課名 ( ) 電話番号 ( ) FAX番号 ( ⑦ ) メールアドレス ( ⑧ )
貯蔵 蔵 能施 力設 等の	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の個数	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の種類、数量及び個数を記載して下さい。
	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	代表核種(一番大きい貯蔵能力)及び下限数量の10万倍に対する比を記載して下さい。許可廃棄業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載して下さい。
	放射線発生装置の種類、台数及び性能	許可(承認)証の放射線発生装置に係る頁の、種類、性能及び台数の欄に記載されている事項を記載して下さい。 例 直線加速装置 エックス線最大エネルギー 10MeV 1台
前回の施設検査に合格した年月日	前回の施設検査に合格した日を記載して下さい。	
前回の定期検査を受けた年月日	前回の定期検査を受けた日を記載して下さい。初めて受検される場合は空欄にして下さい。	
第14条の17第2項第2号(第14条の18において準用する場合を含む。)の書類を提出した年月日	⑨	
定期検査希望年月日	年 月 日	

## 放射線同位元素等使用許可証

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第1項の規定に基づき本証を交付する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力規制委員会



許可年月日	③	許可番号	使第 〇〇〇〇 号 ④
氏名 又は 名称	①		
住 所	②		
工場 又は 事業所	名 称	⑤	
	所在地	⑥	

⑦、⑧ : FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載して下さい。

⑨ : 過去10年間に、当センターに施設検査、定期検査又は定期確認を申請されており、直近の施設検査、定期検査又は定期確認以降、許可(承認)使用に係る変更許可(承認)申請、許可(承認)使用に関する軽微な変更に係る変更届又は廃棄業に係る変更許可申請(法人の代表者の氏名の変更を除く。)をなされていない場合は、定期検査及び定期確認を受けるために提出する書類を省略することができます。

省略可能な書類: 許可(承認)使用に係る変更許可(承認)申請書と添付書類の写し  
許可(承認)使用に関する軽微な変更に係る変更届と添付書類の写し  
廃棄業に係る変更許可申請書と添付書類の写し

本件に該当する場合は、当センターへの直近の施設検査、定期検査又は定期確認の書類を提出した年月日を記載して下さい。提出日が不明な場合は、空欄にして下さい。

※ 工場又は事業所、廃棄事業所の連絡員とは別の方が、検査の対応、書類の受け取りを希望される場合は記載して下さい(同一の場合は空欄にして下さい)。

定期確認申請書記入要領

様式第2

整理番号	
------	--

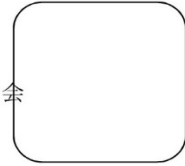
定期確認申請書		↓申請日を記載して下さい 年 月 日
登録定期確認機関 公益財団法人原子力安全技術センター 会 長 殿		
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		印
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の10の規定により定期確認を申請します。		
氏名又は名称	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。①	
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	〒 許可(承認)証のとおりに記載して下さい。② 電話番号 ( )	
許可証の年月日及び番号	許可(承認)年月日 ③	許可(承認)番号 ④
工場又は事業所 廃棄事業所	名称	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑤
	所在地	〒 許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑥ 電話番号 ( )
	(ふりがな) 連絡員の氏名	( ) 所属部課名 ( ) 電話番号 ( ) FAX番号 ( ⑦ ) メールアドレス ( ⑧ )
※ 事務上の連絡先	名称	
	所在地	〒 電話番号 ( )
	(ふりがな) 連絡員の氏名	( ) 所属部課名 ( ) 電話番号 ( ) FAX番号 ( ⑦ ) メールアドレス ( ⑧ )
貯蔵	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の個数	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の種類、数量及び個数を記載して下さい。
施設	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	代表核種(一番大きい貯蔵能力)及び下限数量の10万倍に対する比を記載して下さい。許可廃棄業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載して下さい。
力設等の	放射線発生装置の種類、台数及び性能	許可(承認)証の放射線発生装置に係る頁の、種類、性能及び台数の欄に記載されている事項を記載して下さい。 例 直線加速装置 エックス線最大エネルギー 10MeV 1台
前回の施設検査に合格した年月日	前回の施設検査に合格した日	
前回の定期確認を受けた年月日	前回の定期確認を受けた日	
第14条の20第2項第2号の書類を提出した年月日	⑨	
定期確認希望年月日	年 月 日	

## 放射線同位元素等使用許可証

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第1項の規定に基づき本証を交付する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力規制委員会



許可年月日	③	許可番号	使第 〇〇〇〇 号 ④
氏名 又は 名称	①		
住 所	②		
工場 又は 事業所	名 称	⑤	
	所在地	⑥	

⑦、⑧ : FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載して下さい。

⑨ : 過去10年間、当センターに施設検査、定期検査又は定期確認を申請されており、直近の施設検査、定期検査又は定期確認以降、許可(承認)使用に係る変更許可(承認)申請、許可(承認)使用に関する軽微な変更に係る変更届又は廃棄業に係る変更許可申請(法人の代表者の氏名の変更を除く。)をなされていない場合は、定期検査及び定期確認を受けるために提出する書類を省略することができます。

省略可能な書類: 許可(承認)使用に係る変更許可(承認)申請書と添付書類の写し  
許可(承認)使用に関する軽微な変更に係る変更届と添付書類の写し  
廃棄業に係る変更許可申請書と添付書類の写し

本件に該当する場合は、当センターへの直近の施設検査、定期検査又は定期確認の書類を提出した年月日を記載して下さい。提出日が不明な場合は、空欄にして下さい。

※ 工場又は事業所、廃棄事業所の連絡員とは別の方が、検査の対応、書類の受け取りを希望される場合は記載して下さい(同一の場合は空欄にして下さい)。



施設検査申請書記入要領

様式第3

整理番号

施設検査申請書

↓申請日を記載して下さい

年 月 日

登録検査機関  
公益財団法人原子力安全技術センター  
会 長 殿

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の8<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定により施設検査を申請します。

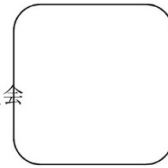
氏名又は名称		許可(承認)証のとおりに記載して下さい。①
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	〒	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。② 電話番号 ( )
許可証の年月日及び番号		許可(承認)年月日 ③                      許可(承認)番号 ④
工場又は事業所 廃棄事業所	名称	許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑤
	所在地	〒                      許可(承認)証のとおりに記載して下さい。⑥ 電話番号 ( )
	(ふりがな)	( )                      所属部課名 ( )
	連絡員の氏名	電話番号 ( ) FAX番号 (                      ⑦ ) メールアドレス (                      ⑧ )
※ 事務上の連絡先	名称	
	所在地	〒                      電話番号 ( )
	(ふりがな)	( )                      所属部課名 ( )
	連絡員の氏名	電話番号 ( ) FAX番号 (                      ⑦ ) メールアドレス (                      ⑧ )
貯蔵 能施	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の個数	10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素の種類、数量及び個数を記載して下さい。
	密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力	代表核種(一番大きい貯蔵能力)及び下限数量の10万倍に対する比を記載して下さい。許可廃棄業者にあつては、放射性廃棄物に係る廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力について記載して下さい。
力設 等の	放射線発生装置の種類、台数及び性能	許可(承認)証の放射線発生装置に係る頁の、種類、性能及び台数の欄に記載されている事項を記載して下さい。 例 直線加速装置 エックス線最大エネルギー 10MeV 1台
法第10条第2項又は法第11条第2項の変更の許可に係る施設検査の場合にあつては、当該変更の内容		⑨
施設検査に係る許可の年月日(許可(承認)の文書番号)		⑩ ( 原規放発                      号 ) ⑪
使用開始予定年月日		年 月 日
施設検査希望年月日		年 月 日

# 放射 性 同 位 元 素 等 使 用 許 可 証

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第9条第1項の規定に基づき本証を交付する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

原子力規制委員会



許 可 年 月 日	③	許 可 番 号	使第 〇〇〇〇 号 ④
氏名 又は 名称	①		
住 所	②		
工 場 又は 事業所	名 称	⑤	
	所在地	⑥	

⑦、⑧ : FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載して下さい。

⑨ : 施設検査対象の概要を記載してください。

例) 直線加速装置1台増設。 排気・排水施設の増設。 直線加速装置更新に伴う遮へい工事。

※ 工場又は事業所、廃棄事業所の連絡員とは別の方が、検査の対応、書類の受け取りを希望される場合は記載して下さい(同一の場合は空欄にして下さい)。

原規放発第〇〇〇〇〇号 ← ⑪  
 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ← ⑩

〇〇〇〇〇〇〇〇  
 〇 〇 〇 殿

原子力規制委員会

放射性同位元素等の許可使用に係る変更の許可について (通知)

平成 年 月 日付けをもって申請のありました下記事業所に係る  
 標記については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律  
 第10条第2項により許可します。

